

報告事項1 景観重要樹木指定交付式について

開催日時： 平成 28 年 6 月 23 日（木） 午後 2 時から

出席者： 指定第 1 号 鈴木 孝宜 様 代理 鈴木 志乃 様
指定第 2 号 明智地域自治区会長 阿部 道長 様

指定樹木：

番 号	名 称	所有者
第 1 号	甚平坂のハナノキ	鈴木 孝宜
第 2 号	下ヶ淵のカエデ	恵那市(明智振興事務所)

指定の標柱：

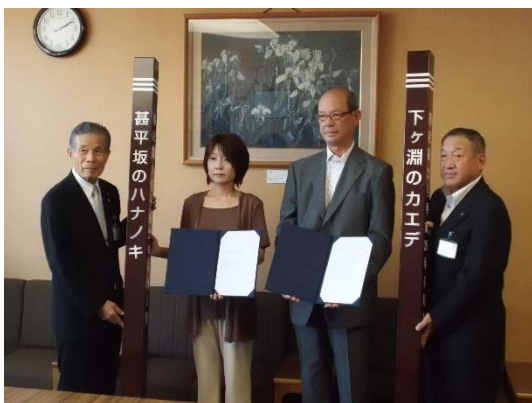
仕様 アルミ支柱（四角）、塗装（濃茶）、
マーキングフィルム貼り（文字）

サイズ H2,000×W100（表示面＝H1,500×W100）

7 月中に設置予定



指定交付式の様子：



報告事項2 恵那市景観条例の運用状況について

平成 27 年度

区 分	件数	うち適合		不適合処理
		うち適合	うち不適合	助言
事前協議 (任意)	38 件	38 件	0 件	0 件
届 出	28 件	28 件	0 件	0 件
通 知 (公共団体の場合)	0 件	0 件	0 件	0 件

※ 事前協議は、1 件が色彩基準の確認、残りは長期優良住宅認定に係る確認に必要であるため提出があったもの。

※ 届出のうち、建築物の新築・増築に係るもの 4 件、建築物の外観変更に係るもの 1 件、開発行為 18 件（太陽光パネルの設置 12 件、宅地の造成等 6 件）、土地の形質変更（土石の採取等） 5 件

審議事項 1 屋外広告物部会員について

平成 28 年 4 月より恵那市屋外広告物条例が施行。今後は条例の運用に関する審議が必要となる場合がある。

1. 屋外広告物部会とは

景観審議会内の部会として、平成 25 年 10 月より市条例制定に向けての審議を行った。

平成 28 年 4 月 1 日より恵那市屋外広告物条例が施行されたため、部会の初めの目的は達成されたが、今後は条例の運用にあたって、懸案事項等が起こった場合、部会において協議・相談をしたい。

審議事項 2 県景観形成推進員候補者の推薦について

任期が平成 28 年 7 月末に満了することから、次期推進員の推薦が必要となる。

1. 県景観形成推進員とは

「美しいひだ・みの景観づくり」の積極的な展開による岐阜県の美しい自然景観の保護及び良好なまちなみ景観の育成を図ることを目的に設置。

県民一体となった景観行政の円滑な推進と、県民の景観に対する意識の高揚を図る。

公募による選考のほか、県内各市からは 2 名の推薦が必要。

2. 景観形成推進員の仕事

- (1) 県や市町村が行う施策やイベントへの参画
- (2) 県が行う施策やイベントの PR
- (3) 県及び市町村への意見・提言

3. 景観形成推進員の任期

2 年間（平成 28 年 8 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日）

審議事項3 景観重要樹木候補の審査について

※以下 I は、平成 27 年度第 2 回審議会と同じ内容です

I 景観重要樹木とは

1. 景観重要樹木の制度概要

地域の景観上重要な樹木を「景観重要樹木」として指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るもの。

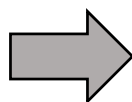
文化財保護法

指定または仮指定されたもの

特別史跡、史跡

特別名勝、名勝

特別天然記念物、天然記念物



景観重要樹木に指定できない。

*文化財として指定される樹木との違い・・・

文化財保護法における「学術上価値の高いもの」という価値判断とは異なり、「良好な景観を守るために必要」という価値判断をもとに指定されるもの

【新日本法規出版発行「Q&A わかりやすい景観法の解説」より】

2. 景観計画に掲げる指定の方針【恵那市景観計画第5章】

次のいずれかに該当するもの

- ・地域の自然、歴史、文化などからみて、外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- ・市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- ・街角に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- ・品格や風格が備わり、優れた樹姿（樹高や樹形）のもの
- ・社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

3. 指定後の所有者への管理義務等【景観法第33条・第103条第5項、恵那

市景観条例第24条、景観条例施行規則第18条】

- ・現状（伐採又は移植）の変更に対する制限（変更には市長の許可が必要となる）
※許可なく伐採した場合などには罰金が課される。
- ・所有者は、良好な景観を維持するよう管理する。（剪定、害虫駆除、その他必要な管理）
※健康状態が異常になった場合は、直ちに市へ報告

4. 維持管理への助成【恵那市景観条例第33条】

所有者が指定後の維持管理のために経費を要する時、保存に要する経費の一部を助成する。

〈助成内容〉【恵那市景観重要建造物又は景観重要樹木助成金交付要綱第5条】

景観重要樹木に対する助成

剪定・枝処理・治療に要する経費の2分の1（年1回、3万円を上限）

II 恵那市の指定状況

1. 景観重要建造物指定

景観重要建造物 指定計 3 件（平成 27 年 11 月 1 日指定）

番 号	名 称	所有者
第 1 号	日本大正村役場（旧明智町役場）	恵那市（商工観光課）
第 2 号	旧市役所飯地事務所庁舎	飯地自治連合会
第 3 号	旧飯地公民館（五毛座）	飯地自治連合会

2. 景観重要樹木指定

景観重要樹木 指定計 2 件（平成 28 年 6 月 1 日指定）

番 号	名 称	所有者
第 1 号	甚平坂のハナノキ	鈴木 孝宜
第 2 号	下ヶ淵のカエデ	恵那市（明智振興事務所）

3. 今後の課題

良好な景観を造るために、重要な建造物と樹木を指定し、積極的に保全することを目的としている。これにより、地域への愛着を高めること、まちづくりに活かすことで、まちの魅力を高めること、といった住民意識の高揚を目指すためには、建造物・樹木を指定する際に、その周辺も含めた面的な始点も加味して考えていきたい。

III 応募樹木について

別紙 1-1, 1-2 のとおり

IV 景観重要樹木の候補物件の現地視察及び審査

現地にて候補物件を視察し、審査表に記入後、事務局へご返送願います。事務局にて集計し、第 2 回審議会にて審議いただきます。

応募樹木1 鍋山メンヒルの大桧

樹種	ヒノキ科ヒノキ属
本数	1本
樹齡	数百年
樹姿	樹高 20~30m・幹周り 2.3m
所在地	長島町鍋山



応募樹木2 馬ハゲの根上がり五葉松(ヒメコマツ)

樹種	マツ科マツ属
本数	2本
樹齡	数百年
樹姿	樹高 右13m/左15m・幹周り 右1.47m/左1.52m
所在地	長島町鍋山

